

第五十四号議案

江戸川区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年六月十九日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区介護保険条例の一部を改正する条例
江戸川区介護保険条例（平成十二年三月江戸川区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六号イ中「第三十八条第四項」を「第二十二條の二第二項」に改める。

付 則

この条例は、平成三十年八月一日から施行する。

（説明）

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。